

1 委員会審議経過

【総務委員会】

(1) 審議概観

第145回国会においては、本委員会から法律案1件を提出した。また、本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち衆議院継続2件、本院先議2件）、衆議院内閣委員会提出1件、本院議員提出1件の合計7件であり、内閣提出3件及び衆議院内閣委員会提出1件を可決し、内閣提出2件を修正議決した。

また、本委員会付託の請願12種類285件のうち、5種類56件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年4月分から、恩給年額を0.7%引き上げるとともに、傷病者遺族特別年金及び実在職年6年末満の者に係る普通扶助料の最低保障額の上積み、遺族加算、寡婦加算及び妻に係る扶養加給の年額の増額、短期在職の旧軍人等の仮定俸給の改善を行うことにより、恩給受給者に対する待遇の改善を図ろうとするものである。

委員会においては、今後の恩給行政の課題、恩給受給者の生活実態と支給改善措置、国籍条項と旧日本軍人・軍属への対応等について質疑が行われ、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会提出閣法第102号）は、行政機関の保有する情報の一層の公開を図るため、何人も行政文書の開示を請求することができる権利について定めるとともに、開示決定等に対する不服申立てについて調査審議を行う情報公開審査会を置くこと等の措置を講じようとするものであり、衆議院において、開示請求に係る手数料をできる限り利用しやすいものとすること、情報公開訴訟の原告の便宜を図るために特定管轄裁判所の制度を創設すること、特殊法人の情報公開に関しては本法の公布後2年を目途として法制上の措置を講ずること及び本法施行後4年を目途に本法の見直しを行うこと等の修正が行われた。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会提出閣法第103号）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をしようとするものであり、衆議院において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の修正に伴い必要な規定を整理するための修正が行われた。

委員会においては、両法律案を一括して審議し、参考人からの意見聴取を行うとともに、「知る権利」の位置付け、開示請求手数料の算定方法、情報公開訴訟に係る原告提訴地の拡大等について質疑が行われた。

質疑終局後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案について、参議院の会を代表して椎名理事より、特定管轄裁判所に那覇地方裁判所を加えることを内容とする修正案

が、また、自由民主党の佐藤理事より、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党を代表して本法律案附則の施行四年後の見直し条項に情報公開訴訟の管轄の在り方の検討を加える修正案がそれぞれ提出され、両修正案を一括して質疑した後、椎名理事提出の修正案は賛成少数をもって否決、佐藤理事提出の修正案及び修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、本法律案に対して、6項目の附帯決議を付した。行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、全会一致をもって原案どおり可決された。

国立公文書館法案は、参議院の議員立法として制定され本年6月1日で施行後11年となる公文書館法が、基本法的・精神規定的色彩が濃く、公文書等の保存・利用に関する具体的措置が今後の課題とされていたところ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が制定されたため、今後その施行に伴い、行政に関する公文書等のみを保存する機関となっている国立公文書館については、保管期間が満了した公文書の扱いについての問題も考える必要が生じること等の状況にかんがみ提出されたものであり、その内容は、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資するため、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を講じようとするものである。委員会においては、草案趣旨説明が行われた後、全会一致で本委員会提出の法律案とされた。

男女共同参画社会基本法案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めようとするものである。

男女共同参画基本法案は、本院の川橋幸子君外2名から発議されたものであり、個人の人権が尊重され、かつ、男女が社会的文化的に形成された性差にとらわれず、その個性と能力を發揮する機会が確保されるよう、社会のあらゆる分野において男女共同参画の促進を図っていく必要があることにかんがみ、男女共同参画の促進の基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

委員会においては、以上2法律案について趣旨説明を聴取した後、両法律案を一括して審議し、参考人からの意見聴取を行うとともに、男女共同参画社会の意義と法制定の効果、民主党・新緑風会の対案提出理由、男女共同参画基本計画の内容と策定スケジュール、苦情処理及び被害者救済体制の充実等について質疑が行われた。なお、男女共同参画基本法案の撤回を許可した後、質疑を終局した。

質疑終局後、男女共同参画社会基本法案について、日本共産党を代表して阿部委員より、題名・目的の修正等を内容とする修正案が、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党を代表して海老原理事より、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための目的規定を設ける修正案がそれぞれ提出された。次いで、順次採決の結果、阿部委員提出の修正案が否決された後、海老原理事提出の修正案は多数をもって可決、この修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、8項目の附帯決議が付された。

国家公務員法等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する意見の申出

にかんがみ、一般職の職員の定年退職者等の再任用制度について、65歳までの在職を可能とし、再任用された職員の給与、勤務時間等に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、再任用に当たっての選考の基準の明確化、再任用職員の定員管理、公務員の懲戒処分の実態と綱紀肅正等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、附帯決議が付された。

衆議院内閣委員会提出の**国家公務員倫理法**案は、国家公務員が国民全体の奉仕者であつてその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員倫理規程の制定、幹部公務員に係る贈与等、株取引等及び所得等の報告、国家公務員倫理審査会の設置、倫理監督官の設置等国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じようとするものである。

委員会においては、竹村総務委員長から個人間の贈与等の届出の在り方等についての確認質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月4日、今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案、総理府関係の施策及び平成11年度内閣、総理府関係予算について野中内閣官房長官から、総務庁の基本方針及び平成11年度総務庁関係予算について太田総務庁長官から、平成11年度皇室費について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

3月9日、中央省庁改革の目的に関する件、国旗及び国歌法制化の検討に関する件、情報公開制度の諸問題に関する件、叙勲制度の運用に関する件、経済戦略会議答申の推進に関する件等の諸問題について質疑が行われた。

また、3月12日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管(総理府本府、宮内庁、総務庁(北方対策本部を除く))の予算について審査を行い、国旗・国歌の法制化問題、恩給国籍条項と旧植民地出身軍人の取扱い、香港軍票問題への対応、事後評価型行政への転換に伴う国家公務員の定員管理の在り方、政府の危機管理強化のための機構整備状況、新官邸の危機管理機能、会計検査院の費用対効果、国会の立法・調査機能の拡充強化策等の諸問題について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年3月4日(木)(第1回)

- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査を行うことを決定した。
- 今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件及び平成11年度内閣、総理府関係予算に関する件について野中内閣官房長官から、
総務庁の基本方針に関する件及び平成11年度総務庁関係予算に関する件について太田

総務庁長官から、

平成11年度皇室費に関する件について政府委員からそれぞれ説明を聴いた。

○平成11年3月9日（火）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 中央省庁改革の目的に関する件、国旗及び国歌法制化の検討に関する件、情報公開制度の諸問題に関する件、叙勲制度の運用に関する件、経済戦略会議答申の推進に関する件等について野中内閣官房長官、太田総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について太田総務庁長官から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員植竹繁雄君から説明を聴いた。

○平成11年3月11日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）
行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員植竹繁雄君、同佐々木秀典君、太田総務庁長官、堀川参議院事務総長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月12日（金）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
(国会所管)について谷衆議院事務総長、堀川参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、藤田裁判官弾劾裁判所事務局長及び濱井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、
(会計検査院所管)について疋田会計検査院長から説明を聴いた後、
(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管(総理本府、宮内庁、総務庁(北方対策本部を除く)))について野中内閣官房長官、太田総務庁長官、堀川参議院事務総長、戸張国立国会図書館長、疋田会計検査院長、政府委員、警察庁及び法務省当局に対し質疑を行った。
- 本委員会における委嘱審査は終了した。
- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について太田総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月23日（火）（第5回）

- 参考人の出席を求めるることを決定した。
- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について太田総務庁長官、野中内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について修正案提出者衆議院議員植竹繁雄君、太田総務庁長官、政府委員及び法務省当局に対し質疑を行った。

- 恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第2号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派 なし

欠席会派 参院

○平成11年3月24日（水）（第6回）

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について参考人東京大学大学院法学政治学研究科教授宇賀克也君、弁護士・日本弁護士連合会情報公開法民訴法問題対策本部委員三宅弘君及び神奈川大学法学部教授・前神奈川県立公文書館館長後藤仁君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年4月27日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）

以上両案について野中内閣官房長官、太田総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した後、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）に対し修正案が提出され、同修正案について太田総務庁長官に対し質疑を行い、

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）（衆議院送付）を修正議決し、

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）（衆議院送付）を可決した。

（第142回国会閣法第102号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

(第142回国会閣法第103号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、**行政機関の保有する情報の公開に関する法律案**（第142回国会閣法第102号）
(衆議院送付)について附帯決議を行った。

- 国立公文書館法案**の草案について提案者海老原義彦君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。
- 男女共同参画社会基本法案**（閣法第52号）について野中内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月13日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 男女共同参画基本法案**（参第16号）について発議者参議院議員小宮山洋子君から趣旨説明を聴いた後、
男女共同参画社会基本法案（閣法第52号）
男女共同参画基本法案（参第16号）

以上両案について発議者参議院議員小宮山洋子君、野中内閣官房長官、政府委員、総理府、文部省当局及び参考人お茶の水女子大学長佐藤保君に対し質疑を行った。

○平成11年5月18日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
 - 参考人の出席を求めるなどを決定した。
 - 男女共同参画社会基本法案**（閣法第52号）
男女共同参画基本法案（参第16号）
- 以上両案について発議者参議院議員小宮山洋子君、野中内閣官房長官、政府委員、総理府及び郵政省当局に対し質疑を行った。

○平成11年5月20日（木）（第10回）

- 男女共同参画社会基本法案**（閣法第52号）
男女共同参画基本法案（参第16号）
- 以上両案について参考人東京大学社会科学研究所教授大澤眞理君、東京大学大学院法学政治学研究科教授寺尾美子君、法政大学法学部教授江橋崇君及び東京都立大学法学部教授浅倉むつ子君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、野中内閣官房長官及び政府委員に対し質疑を行った。
- 男女共同参画基本法案**（参第16号）の撤回を許可した。
男女共同参画社会基本法案（閣法第52号）について質疑を終局した。

○平成11年5月21日（金）（第11回）

- 男女共同参画社会基本法案**（閣法第52号）を修正議決した。

(閣法第52号)

(修正案)	賛成会派	自民、民主、公明、共産、自由
	反対会派	社民、参院
(修正部分を除いた原案)	賛成会派	自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
	反対会派	なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年5月27日（木）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家公務員法等の一部を改正する法律案**（閣法第78号）について太田総務庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年6月3日（木）（第13回）

- 国家公務員法等の一部を改正する法律案**（閣法第78号）について太田総務庁長官、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。
(閣法第78号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由
反対会派 なし
欠席会派 参院

なお、附帯決議を行った。

○平成11年8月9日（月）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家公務員倫理法案**（衆第36号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長二田孝治君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理植竹繁雄君及び同北村哲男君に対し質疑を行った後、可決した。
(衆第36号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年8月13日（金）（第15回）

- 請願第878号外55件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第268号外228件を審査した。
- 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要 旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成11年4月分以降、0.70%引き上げる。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成11年4月分以降、0.70%引き上げる。
ただし、実在職年6年未満の者に係る普通扶助料については、更に1,000円の上積みを行う。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成11年4月分以降、0.70%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成11年4月分以降、13万9,700円（現行13万7,500円）に引き上げる。
- 4 傷病恩給の基本年額を、平成11年4月分以降、0.70%引き上げる。
- 5 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成11年4月分以降、傷病年金又は第一款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては39万6,500円（現行39万2,300円）に、第二款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては29万7,400円（現行29万4,200円）に引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成11年4月分以降、9万1,910円（現行9万10円）に引き上げる。
- 6 普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、平成11年4月分以降、扶養遺族である子を2人以上有する妻にあっては26万9,900円（現行26万8,600円）に、扶養遺族である子を1人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては15万4,200円（現行15万3,500円）に引き上げる。
- 7 傷病恩給受給者の妻に係る扶養加給の年額を、平成11年4月分以降、19万3,200円（現行19万2,000円）に引き上げる。
- 8 短期在職の旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族等に給する恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成11年4月分以降、1号俸引き上げる。
- 9 本法律は、平成11年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法案（閣法第52号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 男女共同参画社会の形成の基本理念として、男女の人権の尊重、社会における制度又

は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調という5つの理念を定める。

- 2 国は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとともに、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、国民は、職域、学校、地域、家庭等あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 3 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 4 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の促進について、形成の状況及び政府が講じた施策の報告を提出するとともに、今後講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。
- 5 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱等について定めた男女共同参画基本計画を定めなければならない。また、男女共同参画基本計画を勘案して、都道府県は、都道府県男女共同参画計画を定めなければならないとともに、市町村は、市町村男女共同参画計画を定めるよう努めなければならない。
- 6 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
- 7 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
- 8 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究等を推進するよう努めるものとする。
- 9 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 10 国は、男女共同参画社会の形成の促進に関する地方公共団体の施策及び民間の団体の活動を支援するため、情報の提供等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 11 総理府に、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項の調査審議等をする男女共同参画審議会を置く。
- 12 本法律は、公布の日から施行する。

男女共同参画社会基本法案委員会修正

【要旨】

男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、本法制定の趣旨等をより明確にする前文規定を目次の次に加える。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配意すべきである。

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、I L O第156号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソン的機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。
- 一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第78号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成10年5月13日付け及び同年9月25日付けの意見の申出にかんがみ、高齢社会に対応するため、一般職の職員の定年退職者等の再任用制度について、65歳までの在職を可能とし、及び短時間勤務の制度を設け、あわせて再任用された職員の給与、勤務時間等に関する規定を整備するとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができるとしてする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 任命権者は、定年退職者若しくは勤務延長の後退職した者又は定年退職日以前に退職した者で勤続期間等を考慮して人事院規則で定める要件を満たす者（以下「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる（以下「再任用職員」という。）。この場合において、任期は更新できるものとするが、その末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。
- 2 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職に採用することができる。この場合の任期については、1を準用する。
- 3 指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける再任用職員の俸給月額は、各俸給表の再任用職員の欄のその者の職務の級に応じた額とし、再任用職員のうち短時間勤務の官職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては同俸給表に掲げる俸給月額、他の俸給表の適用を受ける職員にあっては常勤の再任用職員の月額に基づき算定した額とする。
- 4 再任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額とし、再任用職員に支給する勤勉手当の総額は、再任用職員の勤勉手当の基礎額に100分の30を乗じて得た額の総額とする。また、再任用職員の期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の30、6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の90を乗じて得た額とする。
- 5 再任用職員には、寒冷地手当、初任給調整手当、扶養手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当、特地勤務手当、暫定筑波研究学園都市移転手当、退職手当等は支給しない。
- 6 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり16時間から32時間までの間で各省各庁の長が定め、各省各庁の長は、再任用短時間勤務職員については、月曜日から金曜日までの間に週休日を設けることができ、1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間の割り振りを行う。再任用短時間勤務職員の年次休暇は、勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で人事院規則で定める日数とする。
- 7 職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員、地方公務員又は公庫等一定の法人に使用される者（以下「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合、当該退職前の引き続く職員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができる。
- 8 この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、懲戒制度に係る部分は公布の日からとする。また、1において任期の末日について「年齢65年」とあるのは、平成13年度から平成15年度においては「年齢61年」とし、以下3年ごとに1年ずつ段階的に引上げる措置をとる。

【附 帯 決 議】

再任用制度は、高齢社会の到来と少子化に伴う生産年齢人口の減少が見込まれることに

かんがみ、高齢者が豊かな知識、経験を生かすことを可能とする重要な制度であり、その整備充実が社会的に求められている。政府は、この制度の活用を通じて雇用と年金の連携を図るよう公務における雇用機会の拡充に努めること。

右決議する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案（第142回国会閣法第102号）

【要 旨】

本法律案は、行政改革委員会の内閣総理大臣に対する平成8年12月16日付け情報公開法制の確立に関する意見にかんがみ、行政機関の保有する情報の一層の公開を図るために、何人も行政機関の長に対し行政文書の開示を請求することができる権利について定めるとともに、開示決定等に対する不服申立てについて行政機関の長の諮問に応じて調査審議を行う情報公開審査会を置くこと等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること等を目的とする旨の規定を置く。
 - 2 行政機関とは、法律に基づき内閣に置かれる機関（内閣官房等）、内閣の所轄の下に置かれる機関（人事院）、国の行政機関として置かれる機関（府、省、委員会及び庁）、施設等機関及び特別の機関で政令で定めるもの並びに会計検査院とする。
 - 3 行政文書の範囲は、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして当該行政機関が保有しているものとする。
 - 4 何人も、行政機関の長に対して行政文書の開示を請求できる。行政機関の長は、個人に関する情報、法人等に関する情報、国や安全等に関する情報、公共の安全と秩序の維持に関する情報、審議・検討等に関する情報及び行政機関の事務又は事業に関する情報の6類型の不開示情報が記録されている場合を除き、行政文書を開示しなければならない。
 - 5 開示決定等についての不服申立てに關し、行政機関の長の諮問に応じ調査審議するため、総理府に情報公開審査会を設置する。
 - 6 行政文書を適正に管理するため、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けること及びこの法律の円滑な運用に資するため総合的な案内所を整備すること等の措置を行う。
- なお、本法律案については、衆議院において、開示請求及び開示の実施に係る手数料ができる限り利用しやすいものとすること、情報公開訴訟の出訴地を原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとすること、特殊法人の情報公開に関しては本法の公布後2年を目途として法制上の措置を講ずること及び本法施行後4年を目途に本法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること等の修正が行われている。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案委員会修正

【要 旨】

政府は、この法律の施行後4年を目途として、情報公開訴訟の管轄の在り方についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

【附 帯 決 議】

政府は、本法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 開示・不開示の決定について行政機関の長の恣意的な運用が行われないようにするために、各行政機関において開示・不開示の判断をする際の審査基準の策定及び公表並びに不開示決定をする際の理由の明記等の措置を適切に講ずること。
- 一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実費の範囲内で、できる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

なお、開示請求に係る手数料は、1請求につき定額として内容的に関連の深い文書は1請求にまとめることができることとし、開示の実施に係る手数料は開示の方法に応じた額とし、また、実質的に開示請求に係る手数料相当額が控除されたものとなるようにすること。

- 一 情報公開審査会の果たす役割の重要性にかんがみ、その構成及び事務局の体制の十全を期すること。
- 一 情報公開制度が的確に機能するよう、行政文書の適正な管理の確保に努めること。
なお、本法律施行前の文書管理についても、本法律の趣旨を踏まえ適正に行うこと。
- 一 各行政機関は、本法律第5条に定める不開示情報を含む行政文書の配付等を地方公共団体に行う場合には、当該地方公共団体に対し当該文書の取扱いについて十分な説明を行うこと。
- 一 知る権利の法律への明記、行政文書管理法の制定等審議の過程において議論された事項については、引き続き検討すること。

右決議する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第142回国会閣法第103号）

【要 旨】

本法律案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 会計検査院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に会計検査院情報公開審査会を置くこと等の措置を行う。
- 2 著作権法に基づく公表権、複製権等の権利との関係について必要な調整措置を講ずる。
- 3 不動産登記法、商業登記法、特許法、刑事訴訟法等、21法律の規定を整備する。
- 4 情報公開審査会の新設に伴い特別職の職員の給与に関する法律を改正するとともに、開示請求に関する総合的な案内所の事務の分掌のため総務庁設置法を改正する。

なお、本法律案については、衆議院において、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案の修正に伴い必要な規定を整理するための修正が行われている。

国立公文書館法案（参第15号）

【要　旨】

本法律案は、公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 総理府に、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供、専門的技術的な助言、調査研究並びに研修その他の事業を行い、あわせて総理府の所管行政に關し図書の管理を行う機関として国立公文書館を置く。
- 2 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとし、内閣総理大臣は、協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるとときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。
- 3 国立公文書館において保存する公文書等は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の閲覧に供することが適当でない公文書等については、この限りでない。
- 4 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国家公務員倫理法案（衆第36号）

【要　旨】

本法律案は、国家公務員が国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する国民の信頼を確保するため、国家公務員倫理規程の制定、幹部公務員に係る贈与等、株取引等及び所得等の報告、国家公務員倫理審査会の設置、倫理監督官の設置等国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 一般職国家公務員（委員等のうち非常勤の者を除く）（以下「職員」という。）は、国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならぬ。また、その職務や地位を私的利益のために用いてはならず、国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 2 内閣は、毎年、国会に、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。
- 3 内閣は、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止等、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令（以下「国家公務員倫理規程」という。）を定めるものとする。

- 4 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供應接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、本法律で定める事項を記載した贈与等報告書を、各省各庁の長又はその委任を受けた者(以下「各省各庁の長等」という。)に提出しなければならない。
- 5 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡について本法律で定める事項を記載した株取引等報告書を、毎年、各省各庁の長等に提出しなければならない。
- 6 本省審議官級以上の職員は、その所得等について本法律で定める事項を記載した所得等報告書を、毎年、各省各庁の長等に提出しなければならない。
- 7 提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等は、これらを受理した各省各庁の長等において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 8 何人も、各省各庁の長等に対し、保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が1件につき2万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあるもの等として、あらかじめ国家公務員倫理審査会が認めた事項に係る部分については、この限りでない。
- 9 人事院に、国家公務員倫理規程の制定又は改廃に関する内閣への意見の申出、贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等の審査等を行う国家公務員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 10 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、各行政機関に、それぞれ倫理監督官1人を置く。倫理監督官は、その属する行政機関の職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、審査会の指示に従い、当該行政機関の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行う。
- 11 特殊法人等は、本法律の規定に基づく国の施策に準じて、特殊法人等の職員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるようにならなければならない。
- 12 地方公共団体は、本法律の規定に基づく国の施策に準じて、地方公務員の職務に係る倫理の保持のために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 13 本法律又は本法律に基づく命令に違反した者は、国家公務員法上の懲戒処分の対象とする。
- 14 本法律は、一部の規定を除き、平成12年4月1日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府並びに人事院は、本法施行に当たっては、次の事項について所要の措置を講ずるべきである。

- 一 国民の公務に対する信頼を確保するため、幹部公務員を始めとして国家公務員倫理研修を行うなど、この法律の趣旨の徹底を図ること。
- 一 国家公務員倫理審査会がその機能を十分に果たすことができるよう、予算、人員等所

要の措置を講ずること。

一 国務大臣、副大臣、政務官等の倫理の保持については、本法の精神を踏まえ適切な措置を講ずること。

一 3親等内の親族以外の者から受けた個人間の贈与等の届出の在り方については、速やかに検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（5件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付	委員会託	本会議決	委員会付	委員会託	本会議決
※2	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	11. 1.29	11. 3.11	11. 3.23 可決	11. 3.24 可決	11. 3.4 内閣	11. 3.9 可決	11. 3.11 可決
52	男女共同参画社会基本法案	参	2.26	4.12	5.21 修正附帯決議	5.21 修正	6.3 内閣	6.11 附帯決議	6.15 可決
					○11. 4.12 参本会議趣旨説明	○11. 6.3 衆本会議趣旨説明			
78	国家公務員法等の一部を改正する法律案	"	3.10	5.24	6.3 可決附帯決議	6.4 可決	6.25 内閣	6.30 可決附帯決議	7.1 可決
142 / 102	行政機関の保有する情報の公開に関する法律案	衆	10. 3.27	3.5	4.27 修正附帯決議	4.28 修正	4.19 内閣	2.12 修附帯決議	2.16 修正
					○11. 3.5 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続 ○11. 4.28 衆へ回付 ○11. 5.7 衆同意				
142 / 103	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	"	3.27	3.5	4.27 可決	4.28 可決	1.19 内閣	2.12 修正	2.16 修正
					○11. 3.5 参本会議趣旨説明 ○第142回国会衆本会議趣旨説明 衆継続				

・本院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付	委員会託	本会議決	委員会付	委員会託	本会議決
15	国立公文書館法案	総務委員長 竹村 泰子君 (11. 4.27)	11. 4.27	11. 4.28			11. 4.28 可決	11. 6.3 内閣	11. 6.15 可決	11. 6.15 可決
16	男女共同参画基本法案	川橋 幸子君 外2名 (11. 5.7)	5.10		11. 5.12					
					○11. 5.20 撤回申出 ○11. 5.20 撤回 (委員会許可)					

・衆議院議員提出法律案（1件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	本院への 送付月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 決
36	国家公務員倫理法案	内閣委員長 二田 孝治君 (11. 8. 5)	11. 8. 6	11. 8. 6	11. 8. 9	11. 8. 9 可 附帶決議	11. 8. 9 可 決			11. 8. 6 可 決